

## 道路・河川などの改修要望等について

### 1 要望書の提出

**要望書は、令和4年5月末まで**に建設課へ提出してください。

※協議会等の組織がある場合は、協議会単位で提出願います。

※国や県への要望は、市（建設課）を通じて行います。（2部作成）

#### ◆要望書の添付資料

##### 位置図、写真（現況・不具合状況）、要望内容

- (1) 複数ある場合は、できるだけ優先順位をつけてください。
- (2) 緊急を要するもの以外は、令和5年度以降となる場合があります。
- (3) 融雪施設整備事業等補助金の申請は、事前にご相談ください。

##### ※融雪施設整備事業等補助金とは？

消雪パイプ用井戸の削井、洗浄、ポンプの取替え等の整備を行う場合の補助制度です。

### 2 道路等の破損

**道路等の破損は、建設課（83-3514）まで。**

- (1) 除雪等に伴う道路、側溝、流雪溝、消雪パイプノズル等の破損
- (2) 豪雨や台風等で被害が発生したとき、道路陥没など危険があるときは、至急ご連絡ください。

※ 夜間や土・日曜日及び休日は、市役所当直（83-3511）まで

#### 【問い合わせ先】

小千谷市建設課 管理克雪係

担当：大平、笹崎

TEL：83-3514 FAX：83-2789